

○議長 横尾 武志君

7 番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

7 番、辻本です。一問一答方式で行いますので、どうぞよろしくお願ひします。

まず、件名 1 です。町有地の遊休地の利用計画についてでございます。ご承知のように、芦屋町の行政面積は近隣市町と比べて非常に狭隘で開発余地が余りないということを考慮しながら、さまざまな施策を講じていかねばならないという視点からお尋ねするものであります。

したがって、要旨については記載のとおり、私が見た町有地の中の遊休地で目立つところは、山田さんから寄附を受けた釜風呂跡地と、それから火薬庫跡地、そして大君の焼却場跡地の 3 カ所ぐらいだと、私、思っています。この 3 カ所の面積、およそどのぐらいか、まずそこからお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

3 カ所の面積ですが、釜風呂跡地が 9, 1 1 4 平米、大君ごみ焼却場跡地が 2 1 万 2, 4 4 1 平米、火薬庫跡地が 5, 0 7 2 平米です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

それでは、まず釜風呂跡地についてからお尋ねします。

あの土地は、皆さんご存じのように海辺に面しており、今年オープンしました響愛の鐘のころの観光公園、それとはまゆう群生地もあります。その風光明媚な土地をさらに生かすための計画をすべきだと私は思いますが、現在どのような計画を持っておられるのか。また、計画が具体的に進んでいないのであれば、現在どのような状況なのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この土地につきましては、平成 1 3 年に個人の方から町へ寄附をいただいた土地であります。過去活用について検討してきた経緯はございますが、結果を得てはおりません。このため、今年の 5 月に芦屋釜風呂跡地活用計画策定プロジェクトを立ち上げ、段階的な検討・策定を行うようにしています。

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

現在はステップ 1 ということで、庁内関係係長による会議を開き、課題の整理、各課の土地の確保が必要である事業の調査、各課提案事業の調整などを進めており、9 月中にまとめるようにしています。

計画策定の今後につきましては、ステップ 2 として庁内課長によるプロジェクト、ステップ 3 として住民参画によるプロジェクトを予定しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

この跡地につきましては、山田さんから寄附を受けてかなりの年月がたっております。できるだけ早く計画の立案を実行に移していただきたいと思っておりますが、今、お尋ねした中でお聞きしますと、第 1 ステップがやっと終わったという段階のようです。第 3 ステップまでいってということですが、第 3 ステップが大体いつの予定なのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

まだ、はっきりした、あと何カ月、あと何年ということがちょっと具体的にはまだ、今現在申し上げる段階ではございません。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

今から計画されるわけですので、これ、私の考え方ですけれども、先ほど申し上げましたように、あそこの自然景観を生かすということ、要するに、観光資源を生かしながら観光客誘致につながる計画を考えていかれることを期待して、先に移らせていただきます。

次に、火薬庫跡地についてお尋ねします。

火薬庫跡地につきましては、過去に問題があったわけですが、今申し上げましたように、芦屋は狭隘な町であるがゆえにやはり知恵を出して活用すべきだと思っています。現時点での活用方法はあるのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

火薬庫につきましては、建設計画時から住民の反対運動が起こっており、町では早期撤退を第

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

一に考えて、昭和 62 年土地を買収しております。位置的には、椎牟田池の堤体の南側、北九州市に隣接しているところでございます。この町有地の周りは民有地であり、用地に向かう道は公道とはいえ里道であること、また、椎牟田池の堤体の管理地にも近いため積極的な土地の活用計画の検討は行ってはいません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

先ほどの釜風呂跡地と同じように、いつまでもこのまま放置していいというふうには思っておられんと思いますが、これからもこの森林とか緑地とかそういったことは大事なことでございますので、そこら等を含めてさらに研究課題としておきたいと思っております。

次に、大君のごみ焼却場跡地についてお尋ねします。

焼却場跡地につきましては、21 万平米ですか、ということはわかりました。ただ、21 万平米ってぴんときませんので、例えば芦屋中学校ということを考えて、どのぐらいの、何倍ぐらいあるのかということでございます。お尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦中の敷地がグラウンドとその校舎のほうを含めると約 2 万 8,000 平米でございます。で、これ、2 万 8,000 平米でございますので、約、大君跡地につきましては、7 個と半分という状況でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

今、お尋ねしますと、非常にかかなりの面積を有していると思っております。そこらあたりから、本当に心からこの利用計画を立てるべきだと思っております。

そこで、これまでどのような調査を行ってきたのか、またどのようなことがネックになって取り組めなかったのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

過去、町の中でも広大な土地であることから活用方法を検討してきた経緯はございます。この

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

ため、平成 15 年に跡地調査を実施しておりますが、平成 19 年廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、土地の一部である埋立地が指定区域の指定を受けております。19 年、22 年に環境工学の教授に意見をいただいた内容では、売却ができない土地と考えるべきで、売却を目指す場合、大がかりな土壌調査などが必要であり、良好な結果でも芦屋町のリスクが大きいこと、また、大君グラウンドを含む埋立地でない場所の開発についても、土壌調査、地下水調査の実施や当該地に埋立地の地下水が流れ込まない構造方法が必要なことなどの指摘を受けております。

また、22 年、県廃棄物対策課との協議では、指定区域は約 1 万 5,000 平米、それ以外の土地に対しては指導など行う根拠はないが、県としては処分場全体が芦屋町の管理のもと安定化しているので、所有者が変わり、区画形質の変更などによって安定している廃棄物が攪乱し、公害の原因となることも見込まれ、好ましくないというご指摘もございました。

このため売却できない土地であり、リスクが大きいとして活用方法の検討を中断しておりました。今年の 6 月、県環境保全課と県廃棄物対策課に再度の確認をしたところ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、最終処分場跡地地形系図変更に係る施行ガイドライン、土壌汚染法の縛りがあるが、具体的な事業があれば相談してほしいという内容の回答を得ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

大君の焼却場跡地の利用計画につきましては、ちょうど 4 年前ですか、この芦屋、議会だより持ってますが、小田議員も同じような質問をされております。まあ、それからもう 4 年たったということですけども、今 4 年の経過の中での説明はありました。ただ、やはりこの環境問題、いろんな課題もあろうかと思いますが、先ほどから言ってますように、町にとっては非常に、利用の仕方によっては考え方等あるんじゃないかと思えます。

したがって、このままやはり放置し続けるということにつきましてはどうかと思えますので、地質上環境汚染に余り影響のない活用方法はできないのかというのが一般的な見方だと、私は思います。

そこで、ちょっと素朴な質問ですが、あの土地はもともと広域行政のごみ処理場施設として使われておって、今は芦屋から岡垣に出ていったという状況があって、芦屋から岡垣にその焼却場が移転するときに芦屋町としては、広域行政組合とどのような、約束事といえますか、どのような処理の仕方をされたのかお尋ねしたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

広域行政事務組合の件が出ましたので、私のほうから答弁させていただきます。

この土地は、議員がご指摘のとおり、遠賀・中間地域広域行政事務組合の所有の土地であったわけであり、ごみ焼却場ということで、あそこがもう飽和状態というか、使えなくなったということで岡垣の戸切のほうに移転ということで。その中で、平成 2 年、芦屋町が遠賀・中間地域広域行政事務組合から、平成 2 年に約 2 億 8,000 万円で芦屋町が買い取っております。で、やはりそういう土地でございますので、その中に覚書というのが交わされております。その覚書の中で、「芦屋町が広域行政事務組合から購入する土地から公害が発生した場合は、芦屋町、それから遠賀・中間広域行政事務組合と協議し、処理をする」という覚書を交わしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

その 2 億 8,000 万円ですか、ちょっと私、初めて聞いた数字なんですけど、使い勝手の悪い、使いにくい土地を芦屋町がお金出して買ったというの、私、ちょっと不思議でたまらないんですけど、まあ、ただでもらうんやったらいいんですけど。まあ、広域は広域の中でやってるわけですけども、この件について、どうして購入せにゃいかんかったのかなという、ただ、素朴な思いが今しました。当時の町長、誰か知りませんが、誰が見たってごみ焼却場跡地ですからガスが発生したり、実際住宅地が建ってるわけでありませぬので、そういう今の、公害発生があった場合は協議するという、今、話がありました。

私が聞きたいのは、今後あそこの計画をするときにそういうこともあり得ると、私はこう思います。この今の件につきましては、十分頭入れて取り組んでいかなきゃいかんのかなというふうに思っています。

その当時、やっぱり平成 2 年ですから、まだまだボートの売り上げもよかった時代かなと思いますけども、まあ、お金があったから買えたということではないかと思っています。

もう一つお尋ねしますけども、戸切に移転する前、要するに、広域から譲り受けた、購入したときに芦屋町としては今の覚書、その 1 項目だけなんですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

覚書は、第 1 条のそのことだけしか書いてありません。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

まあ、芦屋のその当時の執行部以外の方も含めてですけども、補償等の問題、何もなかったのかなというふうに、もう少し何か打つ手があったんじゃないかと、今ちょっと感じますが、もうこの件については結構です。

そこで、質問の本題に入らせていただきますけども、昨今とといいますか、昨年の、要するに東日本大震災後、国は原子力、まあ、脱原発とといいますか、そういうことから若干自然エネルギーへの転換を推進してきております。言葉で言うと、大規模太陽光発電所、いわゆる「メガソーラー」と呼ばれておりますけれども、この動きが加速化してきています。福岡県内でも、4、5市町村とといいますか、で取り組まれてきているようですけども、芦屋町に目を向けてみると、私、先ほどから言ってますように、まさに利用しにくい遊休地でありますので、逆に活用しやすい地域ではないかなというふうに思いますが、これらの取り組みについて考えたことはありませんか。どうぞ。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

他の自治体の取り組み事例の調査研究などは行っておるところです。今年の4月の26日付で、福岡県で再生可能エネルギー発電設備導入促進事業というものが設けられました。再生可能エネルギーは、太陽光、風力、バイオマス、水力、火力などですが、500万円上限の定額補助で市町村などが行う再生可能エネルギー源導入可能性の調査事業です。この事業を活用して今後調査をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

今後調査をするということですので、期待しておきますが。私は、国策の転換による、要するに電力、今年は特にそうですが、電力不足。それから電気料金の値上げ、こういうことでやはり住民の方の不安感というのは高まっていると思います。

そういう中でございますので、この自然エネルギー、いわゆるメガソーラーによる太陽光発電事業というものに投資をするということは将来にわたって芦屋町の財源、雇用面にも寄与することができるのではないかと私は考えますが、どのように考えておられるかお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

事業としては現実的であるというふうに考えております。検討すべき内容は設置が可能な面積、その面積の形質、地耐力、パネルの設置による環境への影響、高圧線との接続などが考えられるというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

このメガソーラーと太陽光発電事業というものにつきましては、行政が直接行う事業もありますけれども、民間事業者のほうが非常に先行しているというふうに報道されています。この機会に積極的に民間事業者を活用するという方法も一つの方法ではないかと思っています。

そこで、仮にこのメガソーラー事業に取り組むとした場合、行政の考え方としてはどのような方式が望ましいとお考えなのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

大君ごみ焼却場跡地につきましては、芦屋町所有のまま事業検討を行うことが望ましいのではないかというふうに考えております。売却の場合、事業が手詰まりになれば土地は第三者にわたることになることから、何にでも使われるリスクがあります。また、芦屋町の事業となると財源の問題が出てきます。また、環境に配慮しつつと申し上げましたが、ハードルは高いというふうに感じております。

事業内容にもよりますが、2次公害を引き起こさないようにすることも考えないといけません。これらのことを踏まえ、貸し付けができる事業になるのかなど検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

私も今の考え方でいいんじゃないかと今聞いて思いました。やはり狭い行政面積ですので、できるだけ、売ってしまえば終わる。したがって、貸すということ、貸してやるという方向が望ま

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

しいんじゃないかと思っています。

そこで、そういった考え方があると思いますけども、じゃあ、このメガソーラー事業に取り組んだ場合のメリット・デメリットは、どんなものがあると考えられるかをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

先ほど述べましたが、芦屋町で実施する場合は公金の支出が課題となるということです。で、先ほど申されました、貸付事業では借地料が入ること、そしてまた、当該用地が有効利用されること、メガソーラー設置により周辺用地の環境整備が進むことがメリットになるというふうに考えております。

事業者も、大君ごみ焼却場であれば高圧線が近いということがメリットになろうかというふうに考えます。デメリットといたしましては、土壤汚染対策法で 3,000 平米以上の形質の変更をする場合には、県に届け出が必要になります。先ほど申しましたが、最終処分場跡地ということで、土壤汚染のおそれがある土地の対象となる可能性があり、土壤の調査を命令する場合があります。

繰り返しになりますが、町として 2 次公害を起こさないようにすることが肝要かというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

今、芦屋の収入財源という考え方、それから利用しやすい、高圧線とか、いろんな話がありましたけれども、このメガソーラー事業に取り組む、誘致といいますか、そういうことをするための、条件整備というのが必要かと思えますけど、どのようなことが求められてくると思えますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

誘致された自治体に確認しないといけない項目も多くありますが、実際に行う場合、設置が可能な面積、その面積の形質、地耐力、パネルによる環境への影響など、町で調査整備するものか、公募という形をとった際に業者に提案させるものかなど、検討する項目が多数出てくるものというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

確かに、この事業は例えば普通の一般的な山林地域とか、そういうとこであればそう課題はないかと思いますが、やっぱり地理的条件というのがありますので、時間は若干かかるかと思えます。現時点でこれ以上の質問はちょっと無理かと思えますけれども、先ほどから言ってますように、やはり今後将来的に向かった投資、効果といいますか、そこらあたりは十分考えられるんじゃないかと思えますので、今後、このメガソーラー設置事業に進展することを期待しておきたいと思えます。

ここで、町長にちょっとお伺いしたいと思ってます。今申し上げましたのは、メガソーラー設置事業の話ですけども、私がもう一つ考えているのは定住化促進策の一つとして、今はもう全国的に普及してきておりますが、住宅用の太陽光発電システム設置費の助成制度を設けてはどうかと、私はこのように思ってます。

それと、実は先週、古賀市と福津市の市役所に足を運ぶ機会があったんですが、たまたま庁舎に入ったら目の前にぱっと見える状況ですね。要するに、太陽光発電システムを導入しているわけですよ。で、現在の発電量は何ぼです、今消費量何です、こういう表示がされています。非常に、これは住民の方にとって、まあ、要するに、節電意識といいますか、そういったことに目を向けるきっかけにもなるというように思いますが、この芦屋町の庁舎の屋上とか、ほかにも公共施設があると思えますけれども、そういうところに導入することはもう本当に時代背景にマッチしていると思えます。そのような取り組みへの考え方はお持ちじゃないかどうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まず一つ、メガソーラーの件につきましてでございますが、辻本議員がご指摘されました、芦屋町の遊休地の中でメガソーラー、広さからいって大君焼却場跡地しかないのかなというふうに考えるわけなんですけど、その中でやはり今ずっと課長と辻本議員の間でお話がありましたように、やはり環境問題の環境に関する法律がたくさんありまして、その法律をたくさんクリアしなければならぬということがあるわけでございます。

ちょっと話を移しまして、これ、大君焼却場跡地の問題というのは、過去において何人も議員さんからこういう質問があつております。大君のあの広い土地、何とか活用できないかということで、どうしてもこの環境問題が大きく立ちはだかったわけでございます。

そこで、一度調査をさせたことがあります。調査というのは、これを住宅地にできないかとい

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

うことで、専門家に調べてもらったんですが、あの土地を住宅地にするには、あの今ある土地、これを全部除去しなくてはいけないと、処分しなくてはいけないということで、まあ、金額にしてやってみなければわからないがということで、まず 3 億円から、下手したら 5 億円かかるんじゃないかという結果が出たわけでございます。これは、そこまでかけてやれないということで、今に至っておるわけでございます。

今、辻本議員からるるありましたように、メガソーラーということで、原子力発電所目標値ゼロということで、再生可能エネルギーに今転換をしなければならないということで、実は宗像、福岡近辺のほうで自治体が持っている遊休地を民間に売却なり貸し付けるから民間企業を誘致、どうぞ申し込んでくださいというような記事を、私、新聞でもう数カ月前ですか、見たことがあります。それで、担当課にちょっといろいろ調べてくれということに至っておるわけでありまして。

やはりもう何もしないで、何もしないというか、開発行為をしないで何かやれるとすればやはりメガソーラーしかないのかなと。じゃあ事業として町がやるわけにいきませんので、初期投資がかかりますので、事業者にさせた場合にどうなのか、広さとしてどのぐらいの広さが要るのか。やはり事業でございますんで、その辺のことが、さっきから課長が言っておりますように、いろいろ調査をしておるといってございまして。

それから、公共施設のパネル設置でございますが、これもいろんな形で私もいろいろ見させていただいております。芦屋町では、ご存じのように、第 5 次の総合振興計画を立てさせていただいておりますが、その中で町の環境理念を示す環境の基本条例の制定、その実現に向けた環境の基本計画を策定して、総合的な環境保全対策に推進するとあるわけで、うたっております。

この環境基本計画を平成 25 年度までに策定をいたします。そしてまた、温室効果ガスの削減のため、町内の公共施設の電気や燃料などの使用量を抑制する芦屋町環境保全実行計画第 3 期を平成 23 年の 4 月に策定をしております。この計画の中で太陽光などの自然エネルギーの利用について検討することになっておりますので、現在、先ほどからお話しておりますように、情報収集をしておるところであります。

それから、定住化政策ということで、個人住宅の補助につきましてでございますが、このことにつきましても、地球温暖化対策もあわせて、国の住宅用太陽光発電導入のための補助金があるわけでありまして、その上乘せ分として補助金制度を設けている市町村も全国で散見するわけであります。

芦屋町も環境の取り組みとして導入する場合の、いわゆる上限、その補助金の上限、それから予算規模などを調査研究をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 7 番 辻本 一夫君

今、町長からいろんな話がありましたが、私もこのマスタープランを持ってきているんですけども、確かに環境保全対策の中で取り組んでいくということでございますので、やはりこういう時代要請もあります。やっぱりスピード感持って取り組んでいただきたいと、このように思います。

最後になりますけれども、先ほどから言っておりますように、太陽光発電システム、メガソーラー設置事業につきましては、今後の取り組みとして大変有効だと、私は思っておりますので、執行部も十分な検討をなされることを切望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上、辻本議員の一般質問は終わりました。